

1. 概要

老人保健制度は、本格的な高齢化の到来に対応し、疾病の予防から治療、機能訓練に至る総合的な保健事業を実施するとともに、老人医療費を国民皆で公平に負担することを目的として、昭和 58 年 2 月に施行された。その後、長期に安定した老人保健制度の維持及び必要な医療費確保とサービスの向上を目的とした改正を経て現在の制度となっている。

しかしながら、年々加速する高齢化に伴い各保険者への負担が健康保険組合等の財政を圧迫しており、社会的な問題となってきた。このような事を踏まえ、平成 13 年 1 月より老人保健法が改正されたが、平成 14 年 10 月に患者負担の見直し・老人医療の対象年齢の引き上げ・高額医療費の取扱い等の改正が行われた。さらに、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため「医療制度改革大綱」に沿って平成 20 年度から 75 歳以上の高齢者を対象とする新たな高齢者医療制度が創設されることになった。茨城県においては、75 歳以上の後期高齢者医療の事務を処理するため県内の全市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が平成 19 年 1 月 24 日付で設立された。

平成 20 年 4 月からは茨城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり新しい後期高齢者医療制度が開始される。

老人保健特別会計の本年度予算は、平成 20 年 3 月診療分等の扶助費の支払に付随するものとなる。

2. 歳入・歳出の状況

歳入歳出予算額は、700,757 千円で、昨年と比較して 89.5%の減となる。

歳入(当初予算比)

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	増 減 率
支 払 基 金 交 付 金	309,598	3,393,669	90.8
国 庫 支 出 金	274,966	2,156,130	87.2
県 支 出 金	46,242	518,933	91.0
繰 入 金	59,849	603,709	90.0
繰 越 金	10,000	10,000	0.0
諸 収 入	102	5,008	97.9
歳入合計	700,757	6,687,449	89.5

歳 出 (当初予算比)

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	増 減 率
総 務 費	3,606	75,181	95.2
医 療 諸 費	587,146	6,512,263	90.9
諸 支 出 金	100,005	90,005	11.1

予備費	10,000	10,000	0.0
歳出合計	700,757	6,687,449	89.5

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.104

7001 老人保健医療事務に要する経費 3,606,000 円(41,763,000 円)

[その他 3,606,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：一般会計繰入金 3,606,000 円]

目的

老人保健医療事務を効率的に実施し、行政サービスの向上を図る。

内容

老人保健医療事務に係る経費であるが、平成 20 年 3 月診療分までの診療報酬明細書の整理のための賃金や医療費通知のための通信運搬費などの経費が計上されている。

賃金 レセプト整理作業臨時職員賃金 405,000 円

役務費 医療費通知等の郵送費 1,386,000 円

2 医療諸費

1 医療諸費 1 医療給付費

[担当：国保年金課] P.105

7201 老人保健医療給付に要する経費 570,000,000 円(6,372,000,000 円)

[国・県 226,207,000 円 その他 343,793,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：医療費国庫負担金 180,966,000 円]

[県負：医療費県負担金 45,241,000 円]

[基金交：医療費支払基金交付金 298,450,000 円]

[繰入金：一般会計繰入金 45,243,000 円]

[諸収入：第三者納付金 100,000 円]

目的

老人医療受給対象者の医療に要する費用の支払を行う。

内容

老人保健法に基づき、老人医療受給者に対して疾病・負傷に関する診療・調剤、治療材料等の支給、処置・手術に関する医療費の平成 20 年 3 月診療分までの現物給付を行う。

受給者数の状況

年 度	旧取手市	旧藤代町
平成 19 年度	9,009 人 (平成 19 年 12 月)	
平成 18 年度末	9,147 人	
平成 17 年度末	9,541 人	
平成 16 年度末	6,821 人	3,101 人

医療費給付の状況

区 分	平成 20 年度予算額	平成 19 年度支出見込額	平成 18 年度支出済額
国保老人	491,500,000 円	5,636,988,000 円	5,386,862,373 円
社保老人	78,500,000 円	950,000,000 円	938,978,054 円
歳出合計	570,000,000 円	6,586,988,000 円	6,325,840,427 円

1 医療諸費 2 医療費支給費

[担当：国保年金課] P.105

7201 老人保健医療支給に要する経費 15,000,000 円(117,192,000 円)

[国・県 5,000,000 円 その他 10,000,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：医療費国庫負担金 (現金分) 4,000,000 円]

[県負：医療費県負担金 (現金分) 1,000,000 円]

[基金交：医療費支払基金交付金 (現金分) 9,000,000 円]

[繰入金：一般会計繰入金 (現金分) 1,000,000 円]

目的

医師が治療上必要であると認める治療用装具や老人医療受給者証等を持たずに医療機関等で受診した場合等に受給者に医療費を支給する。

内容

老人保健法に基づき、老人医療受給者に対して柔道整復、ハリ・灸、あんま・マッサージ等の施術に関する療養費の現金給付を行う。

医療費支給費内訳

(単位：円)

区 分	平成 20 年度予算額	平成 19 年度支出見込額
一 般 診 療	10,000	10,000
食 事 療 養 費 差 額	10,000	10,000
補 装 具	300,000	3,000,000
柔 道 整 復 師	5,000,000	45,320,000
あんま・マッサージ	1,500,000	12,374,000

八　　リ　　・　　灸	500,000	3,669,000
高　額　医　療　費	7,680,000	63,473,000
計	15,000,000	127,856,000